

商品概要説明書

農の魅力満載！JAなす南 夏の貯めトクキャンペーン2017

(平成29年6月1日～平成29年8月31日適用)

商品名	・スーパー定期貯金<単利型> (1年), 大口定期貯金<単利型> (1年)
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 1年 (単利型) ・自動継続 (元金継続または元利金継続) に限ります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期貯金 20万円以上、大口定期貯金 1,000万円以上の新規資金 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・利子所得の金額に一律 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ⑨の源泉分離課税となります。⑨平成 49年 12月 31日までの適用となります。 ・窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず、預入期間に係わらず、解約日における普通貯金利率を適用します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	〈苦情処理措置〉 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店または本店総務部危機管理課 (電話: 0287-96-6150) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県JAバンク相談所 (電話: 028-616-8555) でも、苦情等を受け付けております。 〈紛争解決措置〉 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、埼玉弁護士会 (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAなす南